

2003年3月アルゼンチンの経済情勢

2003年4月
在アルゼンチン大使館

1. 概況

最高裁から預金ペソ化を違憲とし、ドルでの返金を命じる判決が出されたが、判決の効果を個別案件に限り、かつ具体的な預金返金方法については当事者間での話し合いに委ねることとしたため、政府や銀行業界が懸念するような事態には至らなかった。為替はドル価の下落が続き、経済は小康状態を保っている。こうしたことを背景として、月末には凍結されていた定期預金の凍結解除が発表され、1年以上続いた預金引出制限は形式的には全面的に撤廃されることとなった。一方、銀行が被った損失の補填については実質的に先送りされる形となったため、金融システムの正常化にはまだ時間がかかると見られる。

2. 経済の主な動き

(1) 最高裁による預金ペソ化違憲判決

5日、最高裁は、サン・ルイス州政府の訴えを受けて、ドル建て預金の強制的ペソ化は憲法の保障する財産不可侵権を侵害するとして違憲判断を下し、州政府がナシオン銀行に持っている預金をドルで返金するよう命じる判決を下した。この判決は、原告であるサン・ルイス州政府の預金にのみ有効であるが、ドルでの預金返還要求の正当性を認める、重要な前例となると見られる。ただし、判決において、最高裁は預金の具体的な返金方法については言及せず、60日以内に当事者（サン・ルイス州政府及びナシオン銀行）間での話し合いによって決めることとしたため、問題の解決は次期政権に先送りされる可能性が高い。判決を受けて、銀行業界は預金の強制的債券化などの対応策を政府に求めたが、ドゥアルデ政権は特段の措置を採らなかった。一方、最高裁は、預金とともにペソ化されたドル建ての債務（銀行貸出等）についてはペソ化が維持される旨を言及している。

(2) ニールセン金融庁長官の訪日

亜サムライ債保有者に対する説明会を開催するため、ニールセン金融庁長官が10日から13日にかけて訪日した。12日、ニールセン長官はサムライ債保有者に対して、最近の亜経済が安定を取り戻しつつあることを説明した上で、債務再編交渉を円滑に進めるため、金融機関等と設立するコーディネーター・グループに加わるよう提案を行った。また、実質的な交渉の開始は次期政権の手に委ねられるとの認識を示した。説明会の出席者からは、亜政府の対応に数多くの不満が出された。

ニールセン長官は東京の他、ニューヨーク及びローマにおいても、同様に亜債券保有者に対する説明会を行った。

(3) IMFとの暫定合意

19日、IMF理事会は1月に合意されたプログラムの達成状況について第1回目のレ

ビューを行い、307 百万ドルのディスバースを承認した。また、合意事項のうち手当てができなかった、中銀による銀行規則の見直し及び議会における燃料税を定率課税に変更する法案の可決について、IMFは垂にウエイバーを与えた。

(4) 2002 年GDPの発表

19日、国家統計局(INDEC)より2002年のGDP暫定値が発表された。実質GDP(1993年の物価を基準)は2351.21億ペソで、対前年比-10.9%と歴史的な落ち込みとなった。特に、対前年比-36.1%であった投資の落ち込みが大きく、民間消費も同-14.4%であった。一方、2002年第1四半期から第4四半期までの季節調整済みの対前期比はそれぞれ、-6.2%、0.8%、0.6%、0.8%となっており、第2四半期以降は若干の増加に転じていることから、経済は底を打ったとの見方ができる。

また、名目GDPは3130.39億ペソで、1ドル=3ペソで換算すると、ドル建ての名目値は1043.46億ドルとなる。これを元に計算すると、一人当たりのGDPは約2874ドルにまで落ち込んだことになる。

(5) 凍結された定期預金(コラロン)の凍結解除

27日、記者会見したラバーニャ経済相は、凍結された定期預金(コラロン)を金額に応じて凍結解除することを発表した。①42,000ペソ(オリジナルで30,000ドル)までの定期預金は、即座に現金での引き出しが可能、②42,000ペソから100,000ペソまでの定期預金は、期間90日の定期預金に振り替え、③100,000ペソ以上の定期預金は、期間120日の定期預金に振り替えることができる。この預金引き出しは、オリジナルの1ドル=1.4ペソ+CER指数のレートによってペソで行われるが、ドルの実勢レートとの差額分は、政府が発行する10年物のドル建て債券(Boden2013)で支払われる。4月1日、この凍結解除措置を規定した政令が官報に掲載され、預金者は凍結解除を選択するか(若しくは、CEDROを持ち続けるか)の判断を4月23日までに行うことになっている。

一方、コラロンの解除と同時にされると見られていた、amparoによる預金引出及び非対称的なペソ化によって被った銀行への損失補填は、政令ではなく、法律で手当てされることとなった。政府は右法案を議会に提出したものの、可決される可能性は低く、銀行業界は政府の判断に反発を強めている。

3. 経済指標の動向

(1) 金融

3月第1週に農牧業者のストライキが行われ、穀物等の輸出外貨清算が滞ったにもかかわらず、為替はドル価が下落を続けた。中銀は、個人及び企業の月額ドル購入の上限額を引き上げるなど為替規制の緩和を行った。月末には1ドル=3ペソを割り込むまで下落し、政府がコラロンの凍結解除を行うこととしたのは、ドル下落に歯止めをかけるねらいもあると見られる。中銀はドル価の下落を止めるべく為替市場に介入を続けたため、ペソ流通量が増大した。

(2) 税収

3月の税収は48.2億ペソで、対前年同月比で56.8%と大幅な増加が続いている。所得税及び付加価値税の税収増が大きく、ドル価の下落にもかかわらず輸出課徴金による収入も順調に伸びている。

(3) 産業動向

(イ) 小売（2月）

スーパーマーケット売上高は対前年同月比20.5%の増加、ショッピングセンター売上高は同60.4%の増加となった。ショッピングセンターの大幅な売上増は、観光客の増加によるところが大きいと見られる。

(ロ) 建設活動指数（2月）

建設活動指数は、対前月比で1.1%の増加、対前年同月比では39.6%の増加となり、2002年半ばからの回復傾向が続いている。

(ハ) 工業生産指数（2月）

工業生産指数（EMI）は、対前月比で1.5%の増加、対前年同月比では17.4%の増加となった。工業生産も、全体的に回復してきている。

(4) 物価

消費者物価指数は対前月比0.6%の上昇となった。一方、ドル価の下落傾向を反映して、輸入卸売物価指数は対前月比1.5%の減少、卸売物価指数も同0.6%の減少となった。

(5) 雇用（2月）

労働省の発表によるブエノス・アイレス圏、コルドバ圏、ロサリオ圏の雇用状況をみると、雇用水準は低い水準でほぼ横ばいの状態が続いている。

(6) 貿易収支（2月）

2月の貿易収支は、12.9億ドルと大幅な黒字が続いている。輸出は対前年同月比15%の増加、輸入も同24%の増加となった。